

令和6年度民間移管 法人募集説明会 Q & A

＜応募書類について＞（資料 C）

- (1) 様式2 保育所移管申込書に記載のある「2次選考で実地調査を希望する施設（保育所等）」は横浜市内で運営する施設を指定したほうがよいか。県外の施設を指定してもよいのか。
- ⇒ 市外、県外であってもお伺いしますので「法人の理念を最も体現していると考えられる施設」を指定してください。（資料 C P9）
- (2) 様式3 運営状況書 1（9）法人の財務状況において記載を求めている「施設」については、どの範囲まで記載すればよいのか。
- ⇒ 法人で運営する「すべての施設」について、記載をお願いします。（資料 C P17）
- (3) 様式8 添付資料に記載のある「福祉サービス第三者評価結果書類（写）」については、どのページ（項目）を添付すればよいのか。
- ⇒ 結果書類の「すべてのページ」について、添付をお願いします。（資料 C P71）
- (4) 申請様式以外に、法人をアピールできるような書類を添付してもよいか。
- ⇒ 申請様式で指定されている以外の書類は添付しないでください。

＜選考について＞（資料 A）

- (1) 民間移管にあたっての諸条件に記載されている「施設長の年齢制限」について、基準はいつか。
- ⇒ 移管前日の令和6年3月31日時点で70歳未満であることが必要です。（資料 A P4）
- (2) すでに移管を受けている法人が優先して選考されることはあるのか。
- ⇒ 2次選考では「移管を受けたことがある」ということで優先されることはありません。一方、1次選考の書類審査では、横浜市の民間移管園を運営している場合には2点加点されます。
- (3) 最終的に移管先法人はどのようにして決定するのか。
- ⇒ 原則として、2次選考での得点が高い法人から希望順に移管園を割り振り、決定します。この結果、移管先法人を選定できない園が生じる場合は、原則によらない形で決定します。
- 移管を希望しない園に決定することはありませんのでご安心ください。

<引継ぎ・共同保育について>

- (1) **令和6年1～3月の共同保育について、担任予定者は何人確保する必要があるのか。**
⇒ 共同保育期間は、1クラスにつき1人、担任予定者に参加していただきます。

<その他>

- (1) **今回移管する2園の正規職員の数を教えてほしい。**
⇒ 説明会資料D2・19ページに記載していますのでご覧ください。
- (2) **移管園の非常勤職員を法人にて雇用する場合、その職員の雇用形態や年齢、資格の有無等の情報は教えてもらえるのか。**
⇒ 移管先法人決定後、園または本人から情報提供します（法人での雇用を希望する職員のみ）。また、横浜市における報酬の基準額一覧等も提供します。
- (3) **今回移管する2園ではコドモンを使用しているが、移管に際してデータを引き継ぐことは可能か。**
⇒ 園が保有しているIDやパスワードを引き継ぐことはできますが、システム上、保護者の皆様に再度登録していただく必要があります。
- (4) **上大岡東保育園の集会室について、移管後は法人の所有となるのか。**
⇒ 集会室については、園舎の一部のため、建物の譲渡にあわせて所有権が法人に移ります。その後はご自由にお使いいただけますが、地域から利用に関する問合せがあった場合はご検討いただけますと幸いです。
- (5) **釜利谷保育園に設置されている太陽光発電システム（ソーラーパネル）は引き継がれるのか。また、設置されたのはいつか。**
⇒ 現在、太陽光発電システムについては横浜市と電力会社で契約を結んでいます。移管後も引き継ぐ場合、法人と電力会社で契約を結んでいただくこととなります。
なお、太陽光発電システムは2009年に設置されました。
- (6) **土地の無償貸付について、20年の貸付期間が経過した後は、有償となるのか。**
⇒ 現時点では決まっていません。
- (7) **今回移管する2園について、建物の修繕履歴や図面を提供してもらえるか。**
⇒ 必要に応じて提供します。1次選考では使用する場面がないことから、今回は提供していません。
- (8) **移管後に定員構成を変更することは可能か。**
⇒ 原則として、現在の定員構成を引き継いでいただくこととしています。定員に対し利用児童数が極端に少ない場合等は、移管前の三者協議会で報告の上、変更（減数）することも可能です。
- (9) **釜利谷保育園は0歳児保育を実施していないが、今後実施することは可能か。**
⇒ 原則として、現在の定員構成を引き継いでいただくこととしています。0歳児保育を実施する希望がある場合は、こども青少年局や区役所等と調整を行うほか、保護者へご説明いただく必要があります。

(10) 0歳児保育の実施にあたり、看護師・保健師を設置する必要はあるのか。

⇒ 横浜市では必置としていません。

(11) 横浜市では「よこはまの保育」という指針があるが、提供してもらえるか。

⇒ 「よこはまの保育」は策定されてから時間が経っており、見直し・検討の必要があると考えています。現在、横浜市の保育の基本となるものとして「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を公表していますので、こちらをご参照ください。

URL :

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shitukoujou/sengen-ikenbosyuu.html>